

# 令和4年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費のお知らせ

(申請は毎年必要となります。昨年度に認定を受けた方も改めて申請をお願いします。)

青梅市教育委員会

青梅市では、市内に居住し、小・中学校に通学するお子様がいるご家庭で、経済的な理由で教育費の支出が困難な場合、教育費の一部援助を行っています。

また、特別支援学級(固定)に通学しているお子様がいるご家庭に対しても、国の特別支援教育就学奨励費補助金にもとづき教育費の一部を援助しています。

つきましては、援助を希望される場合は、下記のとおり申請をお願いいたします。

※特別支援学校に在籍する方については、在籍校へお問い合わせください。

## 1 援助を受けられる方

同居する家族全員の前年中(令和3年1月1日から同年12月31日まで)の総所得(所得控除後の金額)の合計額が教育委員会の定める認定基準を下回る方。援助を受けられる方の所得の目安は下表のとおりです。

※新型コロナウイルスの影響に伴う失業、退職、休職等により、前年に比べ直近の所得が大きく減少した場合は、減少後の直近の所得で審査を行う申立てができます。詳しくは教育委員会へご相談ください。

<令和4年度認定基準>

世帯人数	家族構成	就学援助		特別支援奨励費(特別支援固定学級に在籍しているお子様がいる御家庭)	
		持ち家	家賃5万円の場合	持ち家	家賃5万円の場合
2人	親1人(20~40歳) 子1人(小学生)	約155万円	約215万円	約389万円	約539万円
3人	親1人(20~40歳) 子2人(3~5歳、小学生)	約193万円	約253万円	約483万円	約633万円
3人	親2人(20~40歳) 子1人(小学生)	約209万円	約269万円	約523万円	約673万円
4人	親2人(20~40歳) 子2人(3~5歳、小学生)	約235万円	約295万円	約608万円	約758万円
5人	親2人(20~40歳) 子3人(小学生2人、中学生1人)	約307万円	約367万円	約823万円	約973万円

※上記の金額は同居のご家族全員の総所得の合計です。

※令和2年度の税制改正に伴い、給与所得および公的年金にかかる雑所得の所得控除額が一律10万円引き下げられましたが、この影響を緩和させるため、所得金額から10万円を差し引いた額で審査を行います。

※上記の基準はあくまで目安であり、家族構成、年齢、家賃等により基準額は異なります。

## 2 申請手続き

申請書に必要事項をご記入の上、2ページに記載の「3 必要書類」を添えて下記提出先まで提出してください。

### ◆ 提出先 学校 または 青梅市教育委員会学務課 (市役所3階)

※教育委員会学務課の窓口受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

※郵送による提出の場合は、教育委員会学務課宛てに送付してください。

### ◆ 提出期限 令和4年4月28日(木)

※期限後も受付を行います、支給できなくなる費目(新入学特別扶助費など)がありますので、申請忘れのないよう十分ご注意ください。

### ◆ 提出時の注意点 (提出前に必ずお読みください)

- ・兄弟姉妹がいる場合、申請書は世帯で1枚ご記入ください。
- ・申請は毎年必要です。昨年度認定されていても援助を希望される方は必ず申請してください。
- ・入学前に特別扶助費が認定された方も再度申請が必要です。

- ・就学援助と特別支援教育就学奨励費両方に該当する場合も申請書は1枚で結構です。ただし、他校へ通級している場合の通学費の申請書は別途申請が必要です。詳しくは、教育委員会学務課または通級先の学校にお問い合わせください。
- ・審査の際に所得調査をします。世帯の中に未申告の方がいる場合は、審査保留となります。所得申告がお済みでない方は市役所市民税課で所得の申告をしてください。
- ・教育委員会が指定する期日までに所得申告がない場合や必要書類の提出がない場合、申請内容に虚偽があった場合は、不認定となることがあります。不認定後に再度申請することもできますが、その場合の認定基準日は、再度申請を行った日付となります。

### 3 必要書類

#### ◆ 所得の証明

- ・青梅市で住民税の申告（（非）課税）のある方は原則収入を証明する書類は不要です。
- ・令和4年1月2日以降に青梅市に転入された方  
以下の①または②の手続きが必要です。証明等がなくても申請は先に受付けます。  
※該当者が2人以上いる場合には、事前にお問合せください。
  - ① 令和4年1月1日現在にお住まいだった市区町村が発行する「令和4年度（令和3年分）住民税の（非）課税証明書」を6月1日以降提出。
  - ② 個人番号を利用して市町村間で所得情報を照会する旨の「同意書」を教育委員会学務課で記載（同意できない場合は①を提出）。

#### ◆ 家賃の証明

- ・家賃のわかる契約書・証明書の写し（契約期間中、契約者が同一生計者、物件・家賃が明記されているもの）
- ※ 住宅ローン、共益費、駐車場代は家賃として算定しません。また、家賃証明の添付がなくても申請できますが、その場合、審査は「持ち家」基準で算定します。

### 4 申請後の流れ

- ・4～6月に申請された方には、7月上旬に審査結果を通知します。
- ・7月以降に申請された方には、申請日から概ね2週間程度で審査結果を通知します。
- ・援助費は学期ごとにまとめて支給します。支給される費目、支給月については、3ページに記載の「5 援助の内容・金額」をご確認ください。
- ・同居のご家族の変更や転居等、申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会学務課へ届け出てください。修正の申請がない場合、受給資格を取り消すことがあります。

#### ◆ 再申請について

審査結果が不認定となった場合でも、特別な事情（失業・傷病による収入額の低下や世帯構成の変更等）がある場合は、再申請を受付けます。必要書類等をそろえて教育委員会学務課へ申請してください。

(1) 再申請受付期限 通知を受け取った日から概ね14日以内（通知に記載）

(2) 必要書類・持ち物

\* 特別な事情がわかるもの 失業（離職票、退職証明書等）

休職（就労できない期間の記載された診断書）

\* 現在の収入額がわかるもの（給与明細等直近3か月分。収入がある方全員分）

#### ◆ 決定に不服のある場合

##### ○ 審査請求

通知の決定に不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で青梅市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

##### ○ 処分の訴え

通知の決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 5 援助の内容・金額

認定された場合、援助費は市から保護者口座に振り込みます。給食費・教材費等の納付が免除されるものではありません。納付金については学校給食センターおよび在籍校の指示に従って納付願います。ただし、援助を受けられる費用の中で未納があった場合は、当該金銭を受けべき者に支払い、保護者への支給に代える場合があります。

なお、支払通知は行いませんので、通帳を記帳し確認してください。

### ◆ 就学援助

費 目		支 給 額				支 給 予定日
		小 学 1 年	小学 2 ～ 6 年	中 学 1 年	中学 2、3 年	
学用品費	一学期	4,230 円	5,060 円	8,270 円	9,090 円	9 月下旬
	二学期	4,230 円	5,060 円	8,270 円	9,090 円	2 月下旬
	三学期	3,170 円	3,780 円	6,190 円	6,820 円	4 月下旬
	合 計	11,630 円	13,900 円	22,730 円	25,000 円	—
特別扶助費 (4月認定者のみ)		54,060 円	—	60,000 円	—	9 月下旬
		<small>(入学前に支給してない児童)</small>		<small>(小学6年時支給してない生徒)</small>		
特別扶助費		—	小学6年のみ 60,000 円	—	—	3 月中旬
給 食 費		実 費				実施学期により、 学用品費 と同日
移 動 教 室						
校 外 活 動 費						
修 学 旅 行 費						
修学旅行支度金		—	—	—	7,700 円	

\*学用品…中途認定、転出された方は月割りで計算した額になります。

\*給食費…申請から一定期間は審査結果が出ないため、保護者口座または納付書にてご納付いただきます。認定後は市から学校給食センターに直接支払いが行われます（詳細は認定通知に記載）。納付済分については、上記支給日に支給します。

\*特別扶助費…入学前に支給された金額から変更があった場合、差額を支給します。

\*通学費…特別支援学級で特定の方は、「通学届」を学校に提出してください。用紙は学校にあります。

\*医療費…事前に教育委員会で医療券の申請が必要です。  
対象となる疾病：結膜炎、白癬（水虫、たむし等）、疥癬、膿痂疹（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病

\*生活保護受給中の方…就学援助費では、修学旅行費（中学3年）のみ該当します。

### ◆ 特別支援教育就学奨励費

\*学用品費・校外活動費・修学旅行費・修学旅行支度金・特別扶助費

…上記就学援助の約半額（小学6年に対する特別扶助費の支給はありません。）

\*給食費…保護者口座または納付書にて納付された後、上記就学援助の約半額を支給します。

\*移動教室・宿泊を伴う校外活動・医療費…非該当

\*通学費…別に定めた基準から算出した額（認定基準を超える場合も支給されます。）

通学に要した交通費の領収書・定期券等は学校に提示してください。

## 6 問合せ先および郵送送付先

〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市教育委員会学務課学務係（市役所3階）  
電話番号 0428-22-1111（内線 2363）

申請書 記入例

- ◆ 黒のボールペンで記入してください（消えるボールペン、鉛筆使用不可）。
- ◆ 訂正は二重線で抹消してください（訂正印不要）。
- ◆ 修正液・修正テープは使用不可です。

令和4年度

就学援助費・特別支援教育就学奨励費 受給申請書  
(兼 口座振替依頼書・委任状)

郵送

青 梅 市 長 殿  
青梅市教育委員会 殿  
青梅市会計管理者 殿



就学援助・特別支援教育就学奨励費を受けたいので、必要書類を添えて申請します。  
なお、青梅市教育委員会が認定事務のため、私の同居の家族の前年分所得について税務資料（課税台帳等）の調査を行うことおよび生活保護受給に関する情報の取得を承認します。

就学援助費および特別支援教育就学奨励費を下記の口座に振り込んでください。

また、青梅市から受ける就学援助費および特別支援教育就学奨励費の請求および受領に関する一切の権限を該当児童生徒の就学先の校長および市長に委任します。

申請年月日 令和 4 年 4 月

- ◆ 保護者様名義の口座
- ◆ 原則として市内の本支店またはゆうちょ銀行
- ※ 一部ネット銀行や地方銀行（支店）は使用できない場合があります。

申請者（保護者）

住 所	青梅市 東青梅1丁目1番地の1	〒	000000	青梅支 店
フリカナ	オウメ タロウ	口座名義 (カタカナ)	オウメ タロウ	
氏 名	青 梅 太 郎	口 座	0 0 0 0 0 0 0 0	口 座 種 別 普通
電話番号	0428- 88 - 8808			
携帯電話等日中の連絡先	090-8888			

該当児童・生徒（就学援助・特別支援教育）

学 校 名 (青梅市立)	学 年 組	氏 名	子 女	有・無	通級指導学級は「無」となります。	処理欄 入力 確認 区分
第〇小中	1 1	オウメ 一郎 青 梅 一 郎	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	/ / 準特不
第〇小中	5 2	オウメ ウメコ 青 梅 梅 子	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	/ / 準特不
第〇小中	2 F	オウメ タケコ 青 梅 竹 子	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	/ / 準特不
	小中		男・女		有・無	/ / 準特不

- ◆ 特別支援固定学級に在籍している場合は「有」に○をつけてください。
- ◆ 通級指導学級は「無」となります。

- ◆ 令和4年1月2日以降に青梅市に転入した方  
1月1日現在お住まいだった市区町村をご記入ください。

- ◆ 家賃額を記入してください。  
住宅ローン・共益費・管理費・駐車場料金は含まない額 契約書・家賃証明等（契約者名・物件名・家賃・契約期間明記）を添付すれば家賃の認定ができます。

- ◆ 令和4年4月1日現在の年齢

上記申請者（保護者）	本人	年齢	住 所	職業
1 青梅 太郎	本人	43	青梅市内	〇〇株式会社
2 青梅 松子	妻	38	青梅市内	〇〇スーパー
3 青梅 直一	子	17	青梅市内	〇〇高校
4			青梅市内	なし
5 青梅 うめよ	義母	68	青梅市内 他) 羽村市	なし

② 家賃  
家賃（月額）  
共益費・駐車場は除く  
**55,000 円**  
※賃貸契約書等の写しを添付してください。

<教育委員会処理欄>  
算定額 \_\_\_\_\_ 円  
 証明書添付なし  
上 限  
 6人まで 837,600 円  
 7人以上 1,005,600 円

- ◆ 欄が足りない場合は、申請書をもう一枚用意し、「同居の家族」欄のみ続きをご記入の上、一枚目の申請書と合わせて提出してください。

裏面もありますので記入をお願いします（記入例は省略）。